

官報

号外 昭和二十五年三月十七日

第七回 参議院會議録第二十九号

昭和二十五年三月十六日(木曜日)午後二時二十分開議

議事日程 第二十七号

昭和二十五年三月十六日

午前十一時開議

第一 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件(国語審議会委員)

第一 運輸審議会委員の任命に関する件

第三 少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第四 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

○副議長(松嶋嘉作君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨十五日内閣から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和二十五年政府関係機関予算補正(機第一号)

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案

同日議長から大蔵大臣及び地方自治庁長官宛左の決議を送付した。

積雪寒冷地帯に対する負担の妥当公正化に関する決議

同日委員長から左の報告書を提出した。

郵便海苔法の一部を改正する法律案

可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

可決報告書

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

可決報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案可決報告書

一昨十四日委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し議長は昨十五日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 青少年飲酒防止法案

一、公聴会の問題 青少年飲酒防止法案について

一、公聴会の月日 昭和二十五年三月二十九日

同日委員長から左の報告書を提出した。

郵便海苔法の一部を改正する法律案

可決報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

可決報告書

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

可決報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案可決報告書

一昨十四日委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し議長は昨十五日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、事件の名称 青少年飲酒防止法案

一、公聴会の問題 青少年飲酒防止法案について

一、公聴会の月日 昭和二十五年三月二十九日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十五年三月十四日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長佐藤尚武殿

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

参議院議長佐藤尚武殿

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

参議院議長佐藤尚武殿

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

参議院議長佐藤尚武殿

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

参議院議長佐藤尚武殿

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

参議院議長佐藤尚武殿

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

参議院議長佐藤尚武殿

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

参議院議長佐藤尚武殿

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

参議院議長佐藤尚武殿

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

昨十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 小林 英三君

法務委員 大野木秀次郎君

運輸委員 小野 哲君

電気通信委員 高田 寛君

予算委員 小林 英三君

議院運営委員 加賀 操君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 大野木秀次郎君

法務委員 小林 英三君

運輸委員 高田 寛君

電気通信委員 小野 哲君

予算委員 池田宇右衛門君

議院運営委員 野田 俊作君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

在外同胞引揚問題 大隈 信幸君

に関する特別委員 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

在外同胞引揚問題 紅露 みつ君

に関する特別委員 同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○副議長(松嶋嘉作君) これより本日の会議を開きます。

この際お諮りいたします。川上嘉市君より、病氣のため会期中請暇の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(松嶋嘉作君) 御異議ないと認めます。よつて請暇の件は決定いたしました。

○副議長(松嶋嘉作君) 日程第一、国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件(国語審議会委員)を議題といたします。二月二十二日、内閣総理大臣から国語審議会委員に衆議院議員岡谷光衛君及び本院議員山本勇造君を任命することについて、本院の議決を求めて参りました。両君が国語審議会委員に就くことに賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

○副議長(松嶋嘉作君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て内閣総理大臣の申出の通り議決せられました。

○副議長(松嶋嘉作君) 日程第二、運輸審議会委員の任命に関する件を議題といたします。去る七日、内閣総理大臣から運輸省設置法第九條第一項の規定により、富山清憲君を運輸審議会委員に任命することについて本院の同意を求めて参りました。本件に關し、同意を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○副議長(松嶋嘉作君) 過半数と認めます。よつて本件は同意を與えることに決しました。

○副議長(松嶋嘉作君) この際、日程第三、少年院法の一部を改正する法律案、日程第四、少年法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(松嶋嘉作君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。

〔審査報告書は都合により第三十四号末尾に掲載〕

少年院法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和二十五年三月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

少年院法の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律案

少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「十八歳」を「十六歳」に改め、同條第五項中「おおむね」を削る。

第八條第一項第三号中「但し、十六歳以上のものに限る。」を削る。

第十條中「承認を経て、地方少年保護委員会に対し、移送の認可を求めなければならない。」を「認可を得て、これを移送することができる。」に改める。

官報号外 昭和二十五年三月十七日

参議院會議録第二十九号

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

議長の報告 会議 議員の請暇 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件 少年院法の一部を改正する法律案外一件

に改め、但書を削り、同條に次の二項を加える。

2 前項の規定により在院者を他の少年院に移送した場合においては、移送した少年院の長は、すみやかに、本人を送致した裁判所にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定により在院六月以上の在院者を他の少年院に移送した場合においては、移送した少年院の長は、すみやかに、その少年院所在地の地方少年保護委員会にその旨を通知しなければならない。但し、在院者が二十三歳以上の場合には、地方成人保護委員会に通知しなければならない。

第十六條を次のように改める。

第十六條 少年保護鑑別所は、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七條第一項第二号の規定により送致された者を收容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分執行に資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づいて、少年の資質の鑑別を行う施設とする。

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條之二 少年保護鑑別所は、家庭裁判所、少年院の長及び地方少年保護委員会以外の者から少年の資質の鑑別を求められたときは、前條の業務に支障をきたさない範囲において、これに応ずることが出来る。

2 前項の鑑別については、法務府

令の定めるところにより、実費を徴収するものとする。

第十七條を次のように改める。

第十七條 少年保護鑑別所は、国立とし、法務總裁がこれを管理する。

2 第九條、第十三條第二項、第三項、第十四條及び第十五條の規定は、少年法第十七條第一項第二号の規定により送致された者に関する。少年保護鑑別所にこれを適用する。

第十七條の次に次の三條を加える。

第十七條之二 少年院から退院し、若しくは仮退院し、又は少年保護鑑別所から退所する者が、帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給與することが出来る。

第十七條之三 少年院又は少年保護鑑別所の長は、收容中に死亡した者の遺留金品について、親権者、後見人又は親族から請求があつたときは、請求者にこれを交付しなければならない。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

附則

1 この法律は公布の日から施行する。

2 法務府設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項第二号中「少年保護所、少年鑑別所」を「少年保護鑑別所」に改める。

第十三條の四第一項及び第三項中「少年保護所及び少年鑑別所」を「少年保護鑑別所」に、同條第二項中「並びに少年保護所及び少年鑑別所」を「及び少年保護鑑別所」に改める。

第十三條の五第一項中「少年保護所及び少年鑑別所」を「及び少年保護鑑別所」に改める。

別表五中東京少年鑑別所の項から松山少年鑑別所の項までを削り、東京少年鑑別所の項から松山少年鑑別所の項までのうち「少年保護所」を「少年保護鑑別所」に改める。

「審査報告書は都合により第三十四号末尾に掲載」

少年法の一部を改正する法律案

右 昭和三十五年三月三日 内閣總理大臣 吉田 茂

少年法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律案

第三号の決定を受けた少年に對して第二十六條第三項又は第四項の同行状を執行する場合において、必要があるときは、その少年を仮に最寄の少年保護鑑別所に收容することが出来る。

第二十七條第一項中「認めるときは、」及び同條第二項「意見を聞いて、」の下にそれぞれ「決定をもつて、」を加える。

第二十七條の次に次の一條を加える。

（保護処分取消）

第二十七條之二 保護処分継続中、本人に對し審判権がなかつたこと、又は十四歳に満たない少年に對して、都道府県知事若しくは児童相談所長から送致の手続がなかつたにもかかわらず、保護処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、保護処分をした家庭裁判所は、決定をもつて、その保護処分を取り消さなければならない。

2 地方少年保護委員会又は教護院、養護施設若しくは少年院の長は、保護処分の継続中の者について、前項の事由があることを疑うに足る資料を発見したときは、保護処分をした家庭裁判所に、その旨の通知をしなければならない。

3 第十八條第一項及び第十九條第二項の規定は、家庭裁判所が、第一項の規定により、保護処分を取り消した場合に準用する。

4 家庭裁判所は、第一項の規定により、少年院に收容中の者の保護

処分を取り消した場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、その者を引き続き少年院に收容することが出来る。但し、その期間は、三日を超えることはできない。

第三十條の次に次の一條を加える。

第三十條の二 家庭裁判所は、第十六條第一項の規定により司法保護委員又は児童委員をして、調査及び観察の援助をさせた場合には、最高裁判所の定めるところにより、その費用の一部又は全部を支拂うことができる。

第四十五條の次に次の一條を加える。

第四十五條の二 前條第一号から第四号までの規定は、家庭裁判所が、第十九條第二項又は第二十三條第三項の規定により、事件を検察官に送致した場合に準用する。

第四十六條に次の但書を加える。

但し、第二十七條の二の規定により、保護処分を取り消した事件については、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○宮城タマヨ君登壇、拍手)

○宮城タマヨ君 只今議題となりまして少年法の一部を改正する法律案及び少年院法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

第一は、家庭裁判所において適法に審判をなし得ない年齢の者が誤まつて送致されたり、更に、保護処分の決定を受けたたりしました場合は是正手続を新たに設けたこととでございます。家庭裁判所が審判権を有するのは、本年末までは満十四歳以上十八歳未満、来年からは満十四歳以上二十歳未満となつておりますが、これまでの経験によりまして、刑事処分を免れますために、年齢を偽つて家庭裁判所に送致され、更に審判まで受けるような事例が相当沢山ございます。ところが少年法には、それが判明した場合の処置に関する規定を欠いておりましたので、その規定を新設したのでございます。

第二は、従来家庭裁判所は、保護処分の決定をした少年に對しまして、その決定を執行するときには、先ず呼出状を發して、これに應じなかつた場合に初めて同行状を發し得ることになつておつたのでございますが、これでは逃げることもありまして、保護の目的を達する上に支障を來すこともございますので、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、家庭裁判所は呼出状を發することなく、直ちに同行状を發することができるようにするための規定を新設したのでございます。

以上以外、少年院法の改正に伴つて必要な改正、その他若干の改正を加えたのでございます。

委員会におきましては、本法案と密接な關係にあります少年院法の一部改正法案と共に慎重審議いたしました。宮城委員より、少年法が、その施行以來再三に亘り改正せられました理由及び法務府、厚生省、文部省の各省の所管に分けられております少年関係の事項を一元化し、児童省とでもいへば官庁を設け、そうしてこれに統轄せしめてはどうだろうかというような質疑が出ましたが、法務省からはこれに對しまして、前者については、少年法は種々の事情によりその施行を急いだために、あとになつて実情に合致する多くの改正点が発見され、その都度改正の止むなきに至つた次第ですが、今回の改正を以て大體終つた旨の答弁があり、又後者については、現行諸機關の連絡協調を密にすることが当面の問題であつて、児童省の設置については、財政その他の面からも今後研究を要する旨の答弁がございました。その他各委員の熱心な質疑及びこれに對する政府委員の答弁につきましては、速記録を御覽願うことにいたします。

次に、少年院法の一部を改正する法律案でございますが、この法案の内容は、先ず従来少年保護所と少年鑑別所は別個の機關として設けられておつたのでございますが、一ヶ年間の運用の経験に徴しますと、この二つの機關はこれを一に統合することがより合理的であり、實際にも適するもので、これを統合しまして、新たに少年保護鑑別所を設けることにしたのでございます。これによつて、これまで少年保護所がややもすると拘留所と同一視されたり、少年鑑別所と遊離するような傾向を除去することができ、且つ又この二つの機關がそれと並立することによつて生ずる職員の不足や設備の不備、從つて機能の弱体化をも防ぐことができるわけとでございます。

次に、従来特別少年院に收容することができずのは、特に犯罪傾向の進んだ概ね十八歳以上二十三歳未満の少年といふことになつておりましたが、實際には十八歳以下でも相当悪質の少年がございまして、これらの者を通常の少年收容所に收容しますことは、他の少年に對する影響の点からも面白くないので、十八歳の制限を十六歳まで引下げて、特別少年院に收容できる保護少年の範圍を擴げたわけなのでございます。

第三に、少年院又は少年保護鑑別所から退院又は退所した者で、旅費や衣服類のない者に對してこれを支給する規定、及び以上の施設に收容中死亡した者や、逃亡した者の遺留品を処理するための規定等を新たに設け、その他若干の改正を加えたのでございます。

委員会におきましては、慎重審議を重ねまして、各委員より熱心な質疑がございましたが、これは速記録によつて御了承願うことにいたします。

以上三法案とも討論は省略いたしましたので、一括採決いたしましたところ、多数を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。(起立者多数)

○副議長(松嶋喜作君) 過半数と認められます。よつて両案は可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

○本日の會議に付した事件

一、議員の請願

一、日程第一 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件(國語審議會委員)

一、日程第二 運輸審議會委員の任命に関する件

一、日程第三 少年院法の一部を改正する法律案

一、日程第四 少年法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 副議長 松嶋 喜作君

赤木 正雄君	赤澤 興仁君
阿竹 齊次郎君	飯田 精太郎君
梅原 眞隆君	奥 むねお君
岡本 愛祐君	河井 彌八君
川上 嘉市君	九鬼 紋十郎君
楠見 義男君	來馬 琢道君
西郷 吉之助君	島村 軍次君
田村 文吉君	徳川 宗敬君
北條 秀一君	穂積 眞六郎君
山崎 恒君	結城 安次君
井上 なつ多君	加賀 操君
柏木 庫治君	鎌田 逸郎君
小杉 イ子君	竹下 豐次君
野田 俊作君	波多 野林一君
水久 保雄君	徳川 頼貞君
宮城タマヨ君	岡田 喜久治君

國務大臣

法務總裁 殖田 俊吉君

文部大臣 高瀬莊太郎君

政府委員

運輸政務次官 原 健三郎君

運輸事務官 (海運局長) 岡田 修一君

島津 忠彦君	岩本 月洲君
池田宇右衛門君	淺岡 信夫君
小林米三郎君	西川甚五郎君
大島 定吉君	黒田 英雄君
草葉 隆圓君	柴田 政次君
今泉 政喜君	松野 喜内君
黒川 武雄君	佐々木鹿藏君
池田七郎兵衛君	平岡 市三君
北村 一男君	伊東 隆治君
中川 幸平君	西山 龜七君
橋本萬右衛門君	小林 勝馬君
重宗 雄三君	廣瀬與兵衛君
小串 清一君	門屋 盛一君
大隈 信幸君	油井賢太郎君
深川榮左工門君	木内キヤウ君
深川タマエ君	高橋 啓君
星 一君	木内 四郎君
谷口彌三郎君	村尾 重雄君
塚本 重藏君	境野 清雄君
岩本 哲夫君	紅露 みつ君
前之園喜一郎君	大島農夫雄君
鈴木 順一君	淺井 一郎君
岡田 宗司君	吉川末次郎君
羽生 三七君	田中 信儀君
稻垣平太郎君	下條 恭平君
河野 正夫君	山下 義信君
板野 勝次君	細川 嘉六君
岩間 正男君	兼岩 傳一君
水橋 藤作君	千葉 信君
姫井 伊介君	小泉 秀吉君
羽仁 五郎君	丹羽 五郎君
中村 正雄君	原 虎一君
米倉 龍也君	三木 治朗君
門田 定藏君	河崎 ナツ君
駒井 藤平君	岩男 仁藏君
岡村文四郎君	